

3. 生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置（拡充・延長）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長します。

【 要件 】

生産性向上特別措置法に基づく中小企業等の認定先端設備等導入計画を策定し、新規に設備投資を行う中小事業者等（売上の増減は問わない）

【 対象 】 固定資産税 ・ 家屋(事業用) ・ 償却資産

(対象資産)

機械及び装置、器具及び備品、工具、建物
附属設備、**事業用家屋※**、**構築物※**
※拡充により追加

【 適用期限 】 **令和4年度まで延長**

【 特例率 】 **ゼロ**（3年間）